

○特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第一条第一項第十号の規定に基づき厚生労働大臣が定める項目及び基準
(厚生労働省告示第四号)

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成十九年厚生労働省令第百五十七号)第一条第一項第十号の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第一条第一項第十号の規定に基づき厚生労働大臣が定める項目及び基準を次のように定め、平成二十年四月一日から適用する。

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第1条第1項第10号の規定に基づき厚生労働大臣が定める項目及び基準

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。)第1条第1項第10号の規定に基づき厚生労働大臣が定める項目は、次の各号に掲げる項目とし、同項第10号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 貧血検査(ヘマトクリット値、血色素量及び赤血球数の測定) 貧血の既往歴を有する者又は視診等で貧血が疑われる者
- 二 心電図検査及び眼底検査 前年度の特定健康診査(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第18条第1項に規定する特定健康診査をいう。)の結果等において、次のアからエまでに掲げる全ての項目について、それぞれ当該アからエまでに掲げる基準に該当した者
 - ア 血糖 空腹時血糖値が100mg/dl以上又はヘモグロビンA1cが5.6%(NGSP値)以上
 - イ 脂質 血清トリグリセライド(中性脂肪)の量が150mg/dl以上又は高比重リポたん^{たん}白コレステロール(HDLコレステロール)の量が40mg/dl未満
 - ウ 血圧 収縮期血圧が130mmHg以上又は拡張期血圧が85mmHg以上
 - エ 腹囲等 腹囲が男性にあっては85cm以上、女性にあっては90cm以上(内臓脂肪(腹腔^{くわ}内の腸間膜、大網等に存在する脂肪細胞内に貯蔵された脂肪をいう。以下同じ。)の面積の測定ができる場合には、内臓脂肪の面積が100cm²以上)又はBMI(実施基準第1条第1項第4号に規定するBMIをいう。)が25以上

改正文 (平成二五年三月二九日厚生労働省告示第八九号)(抄)

平成二十五年四月一日から適用する。ただし、この告示の適用前に実施された特定健康診査(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第十八条第一項に規定する特定健康診査をいう。)の血糖検査の結果については、なお従前の例による。